平成２９年（フ）第２４７号
静岡県富士宮市山本390番地の２
債務者　長田久実子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２５８号
静岡県富士市厚原1192番地の１　ウェルビーイング富士
債務者　出村　政美
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１３３６号
愛知県春日井市浅山町１丁目３番55号
債務者　朝飛　　厚
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９６１号
愛知県東海市富木島町伏見２丁目８番地の７　サンモールⅢ（１Ｂ号）
債務者　上田　信明
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３４２号
大津市本宮２丁目２番31号207号、前住所大阪市北区大淀北１丁目１番19号
債務者　前田　　智
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８０号
滋賀県甲賀市水口町東林口３番36―101号、前住所滋賀県甲賀市水口町北泉１丁目87番地―102号、（前々住所）兵庫県加古川市野口町古大内84番地１　レオパレスエコハウス旺華105号
債務者　三浦　俊雄
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９４号
滋賀県高島市マキノ町新保816番地　新保団地Ｄ107号、前住所滋賀県高島市マキノ町蛭口1379番地３
債務者　山本　一馬
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４１０号
滋賀県草津市青地町213番地１―332　ディアコート青地Ⅰ、前住所山口県宇部市厚南中央３丁目６番18―108号
債務者　松谷　　一
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４１８号
滋賀県草津市野村４丁目13番17―303号　メゾンＹＫ
債務者　寺　　正史
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９７号
兵庫県加古川市尾上町今福33番地の１エステート若宮203号
債務者　檜物さかゑ
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４９１号
兵庫県加古郡稲美町印南字南場1058―28、住民票上の住所大阪市都島区大東町１丁目10番37―401号
債務者　中尾　伸二
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５１０号
兵庫県高砂市今市１丁目15番30号、従前の住所神戸市西区井吹台西町４丁目29番地の１
債務者　三嶋　千明（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５１１号
兵庫県姫路市東雲町３丁目６番地しののめロイヤルハイツ801
債務者　田村　美賀
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５１４号
兵庫県高砂市荒井町千鳥２丁目19番10号
債務者　竹中　光希
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５３９号
兵庫県加古川市新神野２丁目20番５―103号
債務者　中東　和枝
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１７９号
奈良県大和郡山市矢田山町１番地53
債務者　松川美智子（旧姓黒田・富永）
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
奈良地方裁判所